

2026年12月法改正対応

iDeCo掛金額変更 事前受付の開始について

拠出限度額アップで
税制メリットも
大幅アップ！



国民年金基金連合会作成チラシを基に弊社作成

<法改正ポイント①>

iDeCoの拠出限度額が上げられます！

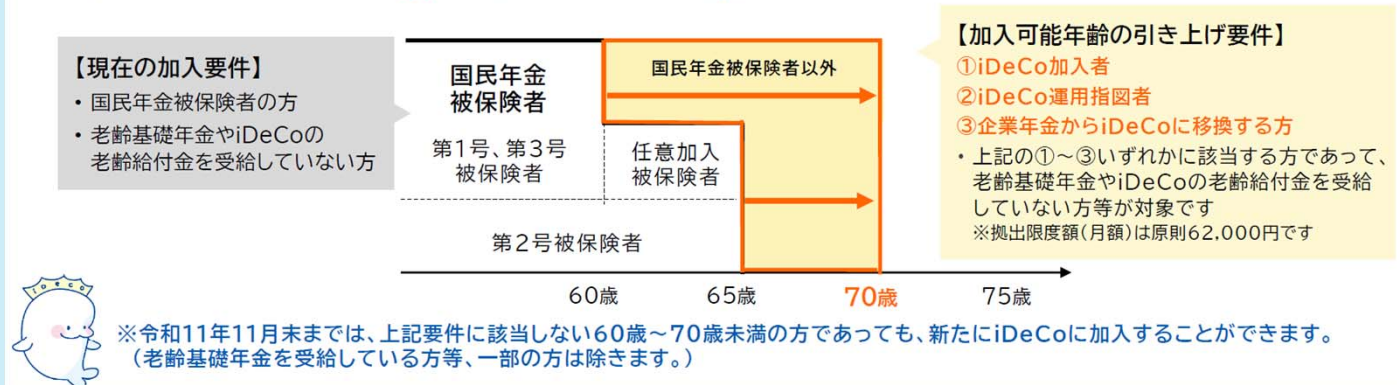
加入資格		拠出限度額(月額)	
第1号被保険者 任意加入被保険者（自営業者など） 		68,000円 国民年金基金と合わせて 68,000円が上限	75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
第2号被保険者 (会社員など) 	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円	62,000円 企業年金と合わせて 62,000円が上限
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

iDeCoの掛金増額申請は事前受付が可能です。詳しくは裏面をご確認ください。

<法改正ポイント②>

iDeCoの加入可能年齢が上げられます！

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入し**、老後の資産を形成できるようになります



・・・ あわせてお知らせ ・・・

【国民年金基金連合会】手数料の見直しについて

国民年金基金連合会より、iDeCoの手数料を改定する旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

■ 改定内容

(税込み)

支払先	現行		変更後	
	加入者	運用指図者	加入者	運用指図者
国民年金基金連合会	105円	—	120円 (+15円)	—
三菱UFJ信託銀行／日本マスタートラスト信託銀行（事務委託先金融機関）	66円	66円	66円	66円
広島銀行（運営管理機関）	309円	309円	309円	309円
合計	480円	375円	495円 (+15円)	375円

※年単位拠出（月別掛金）を選択している加入者の方は、掛金拠出時には、加入者の手数料（120円/月）に拠出期間の月数を掛けた金額が適用されます。

■ 改定時期

2027年1月1日～（2027年1月26日引落分から適用）

～iDeCoの掛金増額申請の事前受付について～

2026年12月分掛金（2027年1月引落）から適用

現行

国民年金第1号被保険者 国民年金任意加入被保険者	国民年金基金等合計で 68,000円
国民年金第2号被保険者	
企業年金なし	23,000円
DB（確定給付企業年金）のみ	20,000円
企業型DCのみまたは企業型DC+DB	
国家公務員共済組合	
地方公務員共済組合	
私学共済	
企業型DCやDB等+私学共済	
国民年金第3号被保険者	23,000円

改正後

国民年金第1号被保険者 国民年金任意加入被保険者	国民年金基金等合計で 75,000円	増額
国民年金第2号被保険者		
企業年金なし	62,000円	増額
DB（確定給付企業年金）のみ	下表をご参照ください	増額
企業型DCのみまたは企業型DC+DB		
国家公務員共済組合		
地方公務員共済組合		
私学共済		
企業型DCやDB等+私学共済		
国民年金第3号被保険者	23,000円	変更なし
第5号加入者（※）	62,000円	新設

（※）第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者【2026年12月以降新設】（① iDeCo加入者、② iDeCo運用指図者、③ 企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者等）

企業年金制度等の加入状況	法改正後の拠出限度額
DB（確定給付企業年金）のみ	62,000円 - （企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額）
企業型DCのみまたは企業型DC+DB	
国家公務員共済組合	54,000円
地方公務員共済組合	
私学共済	55,000円
企業型DCやDB等+私学共済	55,000円 - （企業型DCの事業主掛金額 + 私学共済以外の他制度掛金相当額）

＜他制度掛金相当額の確認方法＞ 企業型DCの事業主掛金額が不明の場合：加入中の企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）の加入者専用サイトでご確認ください。
DB等の他制度掛金相当額が不明の場合：お勤め先にDB等の他制度掛金相当額をご確認ください。

掛金額の引上げをご希望の場合は、以下を確認いただきご対応ください。

事前申請の対象者

iDeCo掛金の拠出限度額が引上げになる、第1号・第2号被保険者、任意加入被保険者のうち、以下①～③の方

- ① 法改正前（現行）の掛金上限額より多い額へ変更される方
- ② 2026年12月分（2027年1月引落）掛金から変更される方
- ③ 現在の掛金納付方法が毎月定額の方（ご自身で拠出月や拠出額を指定されている方は対象外）

お手続き方法

専用帳票での郵送受付となります。（事前受付のオンライン申請[e-iDeCo]は対応不可。）
ご希望の方は、〈ひろぎん〉確定拠出年金コールセンターまでご連絡ください。専用帳票をお送りします。

〈ひろぎん〉確定拠出年金コールセンター **0120-169-401**

受付時間／平日 9:00～17:00 土・日 9:00～17:00（祝日、振替休及び年末年始の銀行窓口業は除く）

受付期限

〈ひろぎん〉確定拠出年金コールセンター宛に

2026年10月30日(金) 必着 ＊返信用封筒での投函期限目安：**10月23日(金)**



期限までに受付が完了しない場合、専用帳票をご返却させていただくこととなりますので、ご注意ください。